

第6章 議会

第1節 定例会

第1項 令和2年第2回(3月)定例会

・県内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されたことに伴い、3月5日の議会運営委員会で日程の変更を協議。「議案審議・委員会審査を先に行い、一般質問を後に行うこと」を決定した。

第2項 令和2年第3回(4月)臨時会(4月30日)

- ・3密を避けるため、議席を1つずつ空ける対策を取った。座席が不足する7名分については、前の空きスペースに席を設けて対応。
- ・本会議や委員会等、公開が原則（地方自治法115条第1項、都城市議会委員会条例第19条）であるため、新型コロナウイルス感染予防を徹底したうえで傍聴可能とした。
- ・傍聴席入口にアルコール消毒液を設置し、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底（マスク着用）の協力依頼をした。
- ・議員提出議案第2号「新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書」を全会一致で可決。
- ・委員会提出議案第1号「都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を全会一致で可決。

第3項 令和2年第4回(6月)定例会

- ・市長から、6月定例会における一般質問中止の要請を受け、5月13日の議会運営委員会において、「一般質問を中止し、代わりに文書による質問を行うこと」を決定。
- ・6月2日の議会運営委員会において、「傍聴自粛の呼びかけ」「手指消毒・マスク着用の徹底」「議場の扉の常時開放」を決定。
- ・傍聴席には、人との間隔を開ける等の配慮の呼びかけ（椅子にソーシャルディスタンスの標記）を実施。

第4項 令和2年第5回(9月)定例会

- ・9月23日、委員会提出議案第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を全会一致で可決。
- ・9月23日、議員提出議案第6号「PCR検査等の拡充を求める意見書」を全会一致で可決。
- ・10月2日の議会運営委員会において、「議席の配置を元に戻すこと」を決定。
- ・新型コロナウイルス感染者が判明した場合の追跡のため、体温測定をして受付票に記入を実施。

第5項 令和2年第6回(12月)定例会

- ・11月20日の議会運営委員会において、「議長席及び壇上にアクリル板を設置すること」及び「議場のドアの常時開放をやめること」を決定。

第6項 令和3年第2回(3月)定例会

- ・2月3日の議会運営委員会において、壇上に消毒液を設置することを決定。

第2節 全員協議会

第1項 令和2年第3回全員協議会

- ・2月27日、「新型コロナウイルス感染症対策について」の全員協議会（健康部による説明）を開催した。

第2項 説明会（令和2年4月30日開催）

- ・4月23日、「本市の新型コロナウイルス感染症対策について」の説明会（健康部による説明）を開催した。

第3項 令和2年第6回全員協議会

- ・4月30日、「国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症緊急対策について」の全員協議会（総合政策部・総務部・福祉部による説明）を開催した。

第4項 令和2年第7回全員協議会

- ・7月31日、「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策について」の全員協議会（総合政策部による説明）を開催した。

第5項 令和3年第1回全員協議会

- ・2月2日、「新型コロナウイルスワクチン接種事業について」の全員協議会（健康部による説明）を開催した。

第3節 議会運営委員会

第1項 令和2年3月5日開催

- ・新型コロナウイルス感染者が県内で発生したことによる今後の議会運営の協議
- ・3月定例会の議会運営について
- ・3月5日は、当初の日程どおり一般質問を開催。
- ・3月6日以降の日程は、市内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合に備え、委員会・議案審議を先にするために執行部と調整し、変更する。
- ・日程変更については、ケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブック等で周知
- ・傍聴については中止。（委員会含む）
- ・報道については認める。
- ・傍聴入口前のモニターについても人が密集しないように電源を切る。
- ・新型コロナウイルス感染に関する議員への連絡は、「都城市議会大規模災害発生時の議員行動マニュアル」に準じることの了承を得る。

第2項 令和2年4月9日開催

- ・議会報告会及び意見交換会の延期を報告（8月実施を見送る）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について申し合わせ

第3項 令和2年4月30日開催

- ・議席の配置について1つずつ席を空ける。不足する7名分については、前の空きスペースに席を設ける。

第4項 令和2年5月13日開催

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の支援について
- ・新型コロナウイルス感染症対策の強化についての申入れ

第5項 令和2年6月2日開催

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う議席の配置について
- ・4月30日の臨時会と同様、1つずつ席を空ける。不足する7名分については、前の空きスペースに席を設ける。
- ・マスク着用の徹底・手の消毒の徹底・議場の扉の開放・傍聴自粛の呼びかけ
- ・全国市議会議長会定期総会における永年勤続議員表彰の伝達式について
- ・議員の功績であるので、6月定例会最終日（令和2年6月16日）に議場で実施する。
- ・市民感情を考慮しテレビ放送はしない。
- ・当日行っていた祝賀会についても中止する。

第6項 令和2年6月11日開催

- ・委員長報告時のマスク着用については、マスク着用のまま報告をしていただくこととなった。

第7項 令和2年8月26日開催

① 議会報告会及び選挙管理委員会主権者教育への議員派遣について

- ・議会報告会は中止とする
- ・選挙管理委員会主権者教育への議員派遣は、広報広聴委員のみで対応する

② 議会運営委員会の視察研修

- ・今年度は中止とする

③ 「都城市議会大規模災害等発生時の議員対応要項」及び「都城市議会大規模災害等発生時の議員行動マニュアル」の一部改正について

- ・令和2年4月30日に都城市議会基本条例第10条の一部改正をしたため、今回、大規模災害等発生時の議員の対応要項及び行動マニュアルについても一部改正することを了承。

④ 曾於市との合同研修会について

- ・今年度は中止とし、代わりに本市議会独自の研修を実施することを事務局が提案した

⑤ 9月定例会中の対応について

- ・マスク着用及び手の消毒の徹底 ・自宅での体温測定 ・議場の扉の開放
- ・傍聴自粛の呼びかけについて、傍聴希望者は、氏名・住所・連絡先をカードに記入してもらう。体温測定は事務局で行い、座席は間を空けて座ってもらう。

第8項 令和2年10月2日開催

議席の配置を元に戻すことを確認。

第9項 令和2年11月20日開催

① 議場の扉の開放について

- ・2月議会では、扉は開放しないことに決定。

② 12月定例会中の対応について

- ・マスク着用及び手の消毒の徹底 ・自宅での体温測定 ・休憩室の変更（応接室利用）
- ・傍聴自粛の呼びかけについて、傍聴希望者は、氏名・住所・連絡先をカードに記入してもらう。体温測定は事務局で行い、座席は間を空けて座ってもらう。
- ・アクリル板については、議長席、壇上の2箇所に設置する。

③ 市内中学校（1校）の一般質問傍聴について

- ・通常、秘書広報課が行っている庁舎見学の一環として行っていた。しかし、庁舎見学が令和2年度は中止していたため、直接依頼があり対応した。（議会の傍聴は公開が原則のため）。

第10項 令和2年12月9日開催

- ① 委員会開催時における議席等の取扱いについて、本会議と同様、従来どおりの議席配置とし、休憩ごとに換気を行う。

第4節 会派代表者会での確認・協議事項

第1項 令和2年第2回会派代表者会（4月20日）

- ・新型コロナウイルス感染症対策説明会の開催について
- ・新型コロナウイルス感染症対策説明会の質問事項について

上記2点については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国においては全都道府県に緊急事態宣言が発出され、また、隣接する宮崎市、日南市、霧島市でも感染者が発生するなど、いつ本市で発生してもおかしくない状況となっていた。

そこで、本市の現状や対応策について執行部に確認する必要があるため、説明会の機会を求めたところ、次の日程で開催することになった。

4月23日 午前11時～ 説明会

- ・新型コロナウイルスに関する意見書について
- ・都城市議会基本条例第10条に基づく都城市議会災害等対策連絡会議の設置について

上記2点について4月23日の議会運営委員会で協議することに了承

第2項 令和2年第3回会派代表者会（4月27日）

- ・新型コロナウイルス感染症に関する意見書について

4月23日開催の議会運営委員会で国に提出することを確認し、内容について代表者会で確認。副議長を提案者とし、各会派代表者の署名後、追加告示を経て、30日の議会運営委員会で諮り、議員提案として臨時会で提案することになる。

第3項 令和2年第4回会派代表者会（5月11日）

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の支援について

各会派の支援案を集約して、13日の会派代表者会に提示することで了承

第4項 令和2年第5回会派代表者会（5月13日）

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の支援について

「期末手当の20%減額」との意見が多かった。この結果を、議会運営委員会に送り、諮ること了承

第5節 都城市議会災害等対策連絡会議における対応

第1項 令和2年4月7日 「新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者発生時における対応」作成

【新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定を受けた場合】

議員又は議員の家族について

議会事務局職員又は職員の家族について

1 確認事項

- ・議場への入場があった場合
- ・委員会室等への入場があった場合

2 対応

- ・消毒終了までに本会議が予定される場合
- ・消毒終了までに委員会等が予定される場合

3 その他

その他施設の消毒について

第2項 令和2年4月10日 「新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について」申し合わせ

申し合わせ事項

- 1 議場等の適切な換気について
- 2 手指の衛生の徹底について
- 3 マスクの着用について
- 4 「3密」の対応策について
- 5 体調管理の徹底について

第3項 令和2年第2回災害等対策連絡会議（12月16日）

協議事項

- 1 新型コロナウイルス感染症対策での対応について
- 2 災害等の状況について
- 3 議員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の公表内容について
- 4 その他

第4項 令和3年1月8日 「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」

確認事項

- 1 新型コロナウイルス感染症発生の際の時系列
- 2 発生後の関係部局等の役割

※4月10日通知「新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について」の再掲

第5項 令和3年1月13日「新型コロナウイルス感染症対策における他県での滞在時の対応について」

確認事項

- 1 やむを得ず県外に滞在しなければならない場合、議会事務局への滞在先の報告
- 2 滞在所での不要不急の外出、外食を避けるなどの慎重な行動
- 3 帰県後、2週間は体調管理に努めること

第6節 新型コロナウイルス感染症対策に係る議会からの支援の申入れ

6月に支払われる議員の期末手当を20%減額し、新型コロナウイルス感染症対策のための財源に充てて活用していただくため、市長に対して申入れを行った。

議員の期末手当削減の内容

6月の期末手当の20%減額。

議 長 500,000円×1.7箇月×1.2×20%=204,000円

副議長 420,000円×1.7箇月×1.2×20%=171,360円

議 員 400,000円×1.7箇月×1.2×20%=163,200円

(163,200円×27名=4,406,400円)

合 計 4,781,760円

経緯

令和2年5月11日 会派代表者会で協議

令和2年5月13日 会派代表者会で意見集約

議会運営委員会で決定

令和2年5月15日 記者発表

令和2年5月19日 市長へ申入れ

第7節 その他の対応

第1項 傍聴自粛の呼びかけ

- 1 令和2年3月5日開催の議会運営委員会で決定
- 2 ケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブック、議会だよりで周知

【掲載内容】

新型コロナウイルスの感染防止のため、極力傍聴を控えていただいております。ご理解のほどお願いいたします。

本会議の様子は、BTV ケーブルテレビの121チャンネルで、中継放送及び録画放送（当日午後8時～）を行っておりますので、ご活用ください。

第2項 行政視察受入れ

- ・令和2年4月中止することを決定
- ・ホームページ掲載

【掲載内容】

新型コロナウイルス感染症による感染例が国内でも多数報告され、感染拡大防止の観点から、当面の間、行政視察受入れを自粛させていただきます。

受入れ再開時期につきましては、改めてホームページでお知らせいたします。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

第3項 宮崎県市議会議長会定期総会

都城市において、令和2年10月15日（木）16日（金）で開催予定だったが、令和2年8月13日宮崎県市議会議長会事務局より書面協議への変更決定。

第7章 その他

第1節 情報発信

第1項 記者会見等

新型コロナウイルス感染症の感染情報や経済対策等に係る記者会見等を次のとおり開催した。

【会見等開催一覧】

期日	会見等名	内容
令和 2年	4月23日 市長臨時記者 会見	・新型コロナウイルス感染症緊急対策関連予算 ・都城市児童生徒応援プロジェクト
	5月5日 都城市新型コ ロナウイルス 感染症対策本	緊急事態宣言の期間延長を受けて、市の対応等を公表 ・市内の小中学校の臨時休業を延長 ・放課後児童クラブは、原則開設